

社会福祉法人浜中福祉会高齢者虐待防止委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浜中福祉会の各事業所における虐待の防止とその適切な対応の推進（以下「虐待防止策」という。）に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的に設置する高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」という）について定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、施設長、事務長、生活介護係責任者、生活看護係責任者、通所介護支援係責任者、居宅管理者、生活相談係責任者、給食係責任者、生活介護課介護支援専門員、機能訓練指導員で構成する。
- 3 委員長は施設長が努め虐待防止責任者として委員会を統括する。副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長に事故あるときには、副委員長が職務を代理する。
- 5 委員長は、第三者委員のほか必要とする者を委員として出席を求めたり、指導及び助言を得ることができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会は、3か月ごとに1回、身体拘束廃止委員会と一体となって開催する。ただし緊急を要する場合は、臨時に委員会を開催する。
- 2 委員会は、施設内で行われるすべての虐待防止策に関し、その実態把握と改善について協議し、その会議録を記録する。結果は職員に周知の徹底を図るものとする。

(委員会の役割)

第4条 委員会の主な活動内容は次のとおりとし、虐待防止策に取り組む。

- (1) 虐待防止策に関する情報収集と調査分析、虐待防止のための計画作り
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の適正な運用状況の監視と検討
- (3) 虐待の発生後の検証と再発防止策の検証
- (4) 利用者の安全と人権の擁護に係る事案の対策と検討
- (5) その他虐待防止策に関すること

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度委員会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日より施行する。